

白馬村第5次総合計画 - 後期基本計画（案）についての議会からの提言への回答

第5次総合計画後期計画（案）に対し、白馬村議会から出された提言について、下記の通り回答します

No.	ご意見・ご提案の概要	村の考え方・回答	計画案の修正の有無
1	<p>（全体に関して） 人口が減少していくことは事実であるが、総合計画を作る意味合いとして、より良い・より高い目標に向かって施策や事業を展開していくことが大切であり、K P I は、何を指標とするかを決めると同時に、どれだけ高みを目指すかを、担当課任せでなく計画策定委員会で大いに議論すべきである。 このことから、数多い現状維持あるいは下方修正した数値については、再度精査されたい。</p>	<p>各担当課において現状維持あるいは下方修正とした指標について再度精査を行い、修正が必要と考えられる目標については修正を行いました。</p>	<p>有</p>
2	<p>（全体に関して） 後期計画期間中に取り組みが必要になってくると思われる、次の事項について追記できないか検討されたい。</p> <p>（1） 行政のデジタル化の推進 （2） ほ場整備事業実施に伴う高収益作物の取り組み （3） 自治基本条例制定の考え</p>	<p>（1） 現在国でデジタル庁の発足に向けた検討を行っており、今後の国の方針等現時点では不透明であるため、明確な目標を掲げることは難しいと考えます。今後の国の方針等を注視しながら、実施計画等で具体的推進について進めてまいります。</p> <p>（2） これからのほ場整備事業において、水稻から野菜等への作物転換の促進や、高収益作物の導入及び生産拡大は、持続可能な農業振興には重要な取り組みであり、県営農業農村整備事業の採択条件にもなっています。実際に、北城南部地区や新田地区においても、地権者や農業法人・</p>	<p>（1） 無 （2） 有 （3） 無</p>

		<p>認定農業者に対して、県営農支援センターや農協と連携し、高収益作物導入の必要性、技術指導、販路などの提案をしているところであり、引き続き、導入に向けての支援をするため、計画内小分類「ほ場整備の推進」について一部文章を変更いたします。</p> <p>(3) 現在は、基本理念等を定めた個別の条例がそれぞれに存在し、直近で申し上げますと「白馬村多文化共生社会の推進に関する条例」が制定されたばかりです。それぞれの条例を一元化する事につきましては、現時点では未定の為、計画への記載はいたしません。</p>	
--	--	---	--